

常任理事ならびに関係各位へ  
寄付行為施行細則などの改定とかがわって

2011年3月1日 元総長理事長室室長 鈴木元

3月2日の常任理事会に寄付行為細則、館則、館則施行細則の改定が提案される。そして3月25日の理事会で議決される予定とされている。膨大な内容であり学内関係者でも短時間で理解することは難しいと思われる。ましてや学外理事の人にとっては極めて困難であると考えられる。

内容は昨年来検討されてきた「学園運営改革の具体化委員会答申」に基づく議論を踏まえたもので、大半は現状を整理したり、つぎはぎとなっていたものをまとめたものである。

しかしそれらの実務的な物の間に重大なことが巧妙に入れられている。たとえば最後に「その他 雑則 別表」の中に職員部長の任免権を総務担当常務理事にするという、およそ常識では認められない内容が挿入されている。提案は森島常務が所管する総務部となっていて、常務会を通した形式にはなっていない。おそらく常務理事の多数も、こうしたことが記載されていることを知らなかったり、記載されていることは知っていても、その意味について気づいていない人がいると思われる。

この文書の原案が24日の部次長会議に多数の議案のなかの一つとして、実務的に報告されたが、二三の部次長が気づき、例えば「部長の任命権限を総務担当常務が持つのはおかしいし反対だ」と反対意見を述べているが「お聞きした・・・」ことで済ませ、部次長会議の議を経た形式で出そうとしている。

そしてこのような重要な問題が入っている寄付行為施行細則改訂について職員職場を含めてまともに議論する時間も保障せず、茨木問題と同様に再びスケジュールが先にありきで3月25日の理事会で決定しようとしている。内容の重要性とともに、こういう学園運営の抜本的改善こそが今の立命館に求められているのである。

黙過できない二三の例を挙げておく。

#### 館則改正案

##### (1)第8省 雑則 別表2 役職者任免権限・任期一覧

例え他大学に例があったとしても立命館において役職者の任免権限者を「雑則 別表」とすること自体が不適切だと考えられる。

その中で総長特別補佐の任免権限者を総長とするのは当然だと考えられるが、その場合でも理事長などと事前の相談・合意の上で行う事が必要であり、そのことを明記すべきであろう。

ところで、第12条の部長(職員)の任命権限者を常務理事(総務担当)とするなどは認められない。職員の最高ポストの人事任命は理事長を責任者とする複数の「人事委員会」等で検討し、理事長名で発令するものである。これをこともあろうに、一人の総務担当理事の権限で行うなどは、大組織の人事の在り方ではない。これは総務担当常務理事による職員組織の私物化と独裁につながるものであり、絶対に認めてはならない。

この規定案自体が間違いであるが、この間の森島常務の振る舞いを見れば彼は総務担当常務理事失格であり、学校法人立命館がまず行うべきことは森島常務解任である。一時金、慰労金、評議員選挙、茨木問題すべて彼が主導的に関わり学内を混乱させてきた。

そして現在、一時金問題で裁判所の「和解」斡旋をつぶし、再び係争の継続にさせたのも森島常務である。最初の判断がどうであれ職員の90%以上、教員の50%近くを組織している労働組合との間で全組合員にかかわる一時金問題で5年にもわたってもめ続け、しかも裁判所の和解斡旋の場に応じながら、提案を踏みにじって再び係争に入るなど担当常務としては、それだけで失格である。

結局、和解に応じるということは一方的な一時金カットが誤りであったことを認めることになり、それを提案し執行し混乱させてきた自ら誤りを認め責任を取って辞めざるを得ないことを恐れているからである。しかしそのために今や「立命館はもめている学校」という社会的イ

メージをつくりつつありその責任は重大である。

慶祥高校の足羽問題で文部科学省の指導を適切に処理していないために、再び文部科学省から、よびだされて指導を受けているのも彼の直接の責任に属することである。

2009年末にこのことが判明した時、私は長田理事長に「非営利法人である私立学校法人の合併にあたって、当時の足羽理事長の奥さんを『足羽氏亡き後、生涯面倒を見る』などと約束し、給与形式で毎年900万円を超えるお金を渡すことは間違いであり直ちに辞めるべきです」と進言した。

森島常務は自分が担当となった以降だけでも5000万円を超える支払を行ってきた。総務担当常務になった時に知らなかったとしても、以降5年間も支払い続ければその管理責任が問われる。しかし彼は知っていたので直接の責任を免れない。そこで彼は長田理事長の了解を取り付け、2010年3月末の常任理事会ならびに理事会において「問題視する人がいますが、なんら問題はありませんと」して「4月以降も継続して支払う」との議決を取り付け支払った。これによって足羽問題は前理事長等の個人的誤りではなく学校法人立命館が過去にさかのぼって支払いの正当化を追認する誤りを犯した。

しかし、その後文部科学省から呼び出しを受け「間違いであり直ちに辞めなさい」と指導を受け、5月の理事会において「6月から止めることにします」した。

しかし最近になって「契約解除の補償金の支払いを行いたい」と文部科学省に相談したところ「私学法の趣旨から逸脱しているからやめなさいと指導したのに、私学助成を受けている立命館大学が支払うことは認められません」との恥の上塗りの指導を受けている。

そこで彼は前理事長等に支払わせようとしているが、それでは自分が決済して支払った5000万円を超えるお金の責任どうとるのかという問題に直面している。

寄付行為施行細則改正案

## (2)常務会

1. いままで常務会は単なる申し合わせによって行われてきたが、今回、寄付行為施行細則において明記された。寄付行為において理事会から日常業務を委託されているのは学部長理事を中心とした常任理事会である。その常任理事会の前に常務などの会議を行うとすればそれはあくまでも議題の整理や担当常務会間の調整であって、あらかじめ「審議し議決」して臨むことではない。そのようなことをすれば学部長が反対しても自分たちの「議決」に固執することになる。最近の立命館の動向は理事長、総長によって任命された人だけが集まった常務会の結論が、しばしば教授会の多数意見を反映した学部長理事の意見と齟齬をきたしていることである。常務会はあくまで議題の整理と常務会間の調整の場とし「議決機関」は常任理事会であることをわきまえた運営が必要である。

その上で今回は常務理事会という呼称を使わず常務会としておきながら構成員を理事である者により構成するとし、理事でない副総長を構成員から外す提案を行っている。しかし入試委員担当副総長など他の常務理事と共通認識を持ち日常的調整が必要な人はずしてどのように調整するというのか。実質的に常任理事会の上に立つ機関として確立する危険がある。

## (3)常任理事会の運営

何を書いているかではなく、どのように運営するかである。

寄付行為施行細則改訂案

第17条 常任理事会に議長を置き、総長をもって充てる。2 議長は、常任理事会の構成員の合意形成を図ることを重視した運営を行わなければならない。

2項は新しく付け加えられた点である。文書だけ見れば当然のことである。

しかし、この文書が検討されていたのは茨木の土地購入が検討されていたのと同じ時期である。川口総長は合意形成を図ることを重視した運営を行ったのであろうか。4月に長田理事長、森島常務、志方部長がサッポロビール本社を訪問し、茨木の土地の購入を申し入れたところ「7月期限」と言われ「学内手続きもあるので10月末にしてほしい」と約束していたために、慎重な審議を打ち切り拙速に総長の責任で理事会に諮り多数決決定したのである。

川口総長は茨木購入問題で、戦後の立命館の民主的伝統である教学優先、全学合意、学内優

先の原則を踏みにじったのである。規程をこのように改定する提起を行うのであれば自分は資格がないと辞めるべきである。

#### **(4)監事の問題**

なお、この間の学園の混乱とかかわって監事の責任が大きい。本来、監事は理事会から独立して理事会が適切に業務を遂行しているか監査し、不適切な場合は文部科学省ならびに理事会に報告する義務がある。しかるにこの間、監事は慶祥高校足羽婦人に対する給与支払い問題において「問題がない」とお墨付きを行ったり、茨木問題で紛糾していた11月10日の常任理事会において「監事の立場からも賛成である」と賛成演説を行った。

これらは監事の任務の逸脱であり不適切な行為であった。この間の監事の言動の誤りを明記したうえで是正を明確に記載する必要がある。

#### **最後に**

4点ばかりの例を挙げた、いずれにしても現在の立命館が直面はしている問題は単なる機構いじりではない。規程の整備はすればよい。しかし最も必要なことは信頼回復による団結の回復である。そのためには監事を含めた法令順守であり、この間無用な混乱を繰り返して起こしてきた長田理事長の辞任と森島常務の解任である。そして一時金、慰労金、評議員選挙、足羽問題などの解決であり、茨木問題の凍結である。そうしたことをしないであれこれの小手先の事をして誰も信用しないことは明白である。

以上